

能代山本広域市町村圏組合議会会議録

令和8年2月16日定例会

能代山本広域市町村圏組合議会

能代山本広域市町村圏組合議会会議録（定例会）

令和8年2月16日（月曜日）午後2時00分

出席議員（16名）

1番	今野孝嶺	2番	堺谷直樹
3番	加藤徳良	4番	安井和則
5番	渡邊正人	6番	針金勝彦
7番	畠貞一郎	8番	須藤正人
9番	皆川鉄也	10番	平賀真
11番	大高翔	12番	武田正廣
13番	荒谷要伸	14番	土佐正寛
15番	芦崎達美	16番	加藤彦次郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条による説明のための出席者

理事会代表理事	齊藤滋宣
理事会代表理事 職務代理者	佐々木文明
理事	田川政幸
理事	堀内満也

職務のために議場に出席した職員職氏名

事務局 長	佐藤清吾
事務局 主幹	幸坂晴二
事務局 次長	田口俊成
総務企画課 参事	荒川幸代
環境衛生課 長	兜森嘉治隆
総務企画課 長補佐	坂田亮
環境衛生課 長補佐	長門研英
消防本部 消防長	泉政樹
消防本部 消防次長	伊藤均
消防本部 総務課 長	杉谷和彦
二ツ井消防署 長	小山内寿
三種消防署 長	加勇田清武
八峰消防署 長	今井正

議事日程第1号

令和8年2月16日（月曜日） 午後2時 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第1号 能代山本広域市町村圏組合事業経費の負担割合について

日程第5 議案第2号 能代山本広域市町村圏組合火災予防条例の一部改正について

日程第6 議案第3号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について

日程第7 議案第4号 令和7年度能代山本広域市町村圏組合一般会計補正予算（第4号）

日程第8 議案第5号 令和7年度能代山本広域市町村圏組合特別養護老人ホーム運営事業特別会計補正予算（第3号）

日程第9 議案第6号 令和8年度能代山本広域市町村圏組合一般会計予算

日程第10 議案第7号 令和8年度能代山本広域市町村圏組合特別養護老人ホーム運営事業特別会計予算

日程第11 議案第8号 令和8年度能代山本ふるさと市町村圏基金特別会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

午後 2 時 0 0 分 開会

◎議長（安井和則君） ただいまより能代山本広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の出席議員は16名であります。

本日の議事日程は、日程表第 1 号のとおり定めました。

日程第 1 会議録署名議員の指名

◎議長（安井和則君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第48条の規定により、15番芦崎達美さん、16番加藤彦次郎さんを指名いたします。

日程第 2 会期の決定

◎議長（安井和則君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 御異議なしと認めます。よって、会期は 1 日と決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

◎議長（安井和則君） 日程第 3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

この際、理事会代表理事より発言を求められております。よって発言を許します。齊藤理事会代表理事。

（代表理事 齊藤滋宣君 登壇）

◎代表理事（齊藤滋宣君） 能代山本広域市町村圏組合議会定例会の開会に当たり、提出議案の説明に先立ち、その後の事務事業の状況等について御報告いたします。

初めに、一般廃棄物処理施設整備事業についてであります。4 年余りにわたる建設工事をほぼ終え、現在、設備の試運転や各種試験等が行われております。今後、4 月 1 日の稼働に向け、管理業務委託先のあきた白神環境テクノロジー株式会社と準備をさらに進めてまいります。改めて、地域住民の皆様をはじめ関係各位の御協力に感謝を申し上げます。

次に、昨年 1 年間の当圏域における火災発生件数及び救急出場件数について申し上げます。火災発生件数は19件で、前年と比較して1件の増となっております。市町別では、能代市13件、藤里町1件、三種町4件、八峰町1件となっております。火災種別では、建物火災が11件、車両火災が5件、その他火災が3件で、亡くなられた方は1名となっております。救急出場件数は3,622件で、前年と比較して1件の増となっております。市町別では、能代市2,507件、藤里町134件、三種町718件、八峰町

263件となっております。事故種別では、急病が2,565件で最も多く、次いで一般負傷が469件となっております。

次に、本日提案しております議案の概要について御説明いたします。

議案第1号、能代山本広域市町村圏組合事業経費の負担割合については、能代山本クリーンセンターを運営するため、運営費の負担割合を定めようとするものであります。

議案第2号、能代山本広域市町村圏組合火災予防条例の一部改正については、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、簡易サウナ設備の位置、構造等に関する基準を整備しようとするものであります。

議案第3号、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組規約の一部変更については、男鹿地区消防一部事務組合及び湖東地区行政一部事務組合の解散並びに男鹿潟上南秋消防組合の設立に伴い、秋田県市町村総合事務組規約の一部変更等をしようとするものであります。

議案第4号は、令和7年度一般会計補正予算案で、歳入歳出それぞれ717万6000円を減額し、補正後の総額を118億9014万円とするものであります。

歳入は、国庫補助金の増額と、この増額及び歳出の減額による負担金の減額で、歳出は、介護認定審査会運営費の通信運搬費の追加のほか、各種契約差金や不用額の整理による減額が主なものであります。

議案第5号は、令和7年度特別養護老人ホーム運営事業特別会計補正予算案で、歳入歳出それぞれ1692万9000円を減額し、補正後の総額を3億7248万9000円とするものであります。

歳入は、特別養護老人ホーム運営基金運用利子の追加と、基金繰入金の減額で、歳出は、基金積立金の追加と、予備費の減額であります。

議案第6号は、令和8年度一般会計予算案で、歳入歳出それぞれ38億367万1000円の計上で、前年度比較では71億7999万9000円、65.4%の減となっております。歳入の市町負担金は34億5989万5000円で、歳入全体に占める割合は91.0%、歳出の衛生費及び消防費の合計は88.1%となっております。

歳出の主なものは、中央衛生処理場及び能代山本クリーンセンターの運営費10億2453万6000円、消防費22億1392万6000円であります。

議案第7号は、令和8年度特別養護老人ホーム運営事業特別会計予算案で、歳入歳出それぞれ3億6432万2000円の計上で、前年度比較では156万4000円の増となっております。

議案第8号は、令和8年度能代山本ふるさと市町村圏基金特別会計予算案で、歳入歳出それぞれ162万2000円の計上で、歳出では、一般社団法人あきた白神ツーリズムへの運営費補助金等を計上しております。

以上、よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（安井和則君） この際、暫時休憩いたします。

午後2時08分 休憩

午後 2 時 0 9 分 再開

◎議長（安井和則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 4 議案第 1 号能代山本広域市町村圏組合事業経費の負担割合について

◎議長（安井和則君） 日程第 4、議案第 1 号能代山本広域市町村圏組合事業経費の負担割合についてを議題といたします。当局の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 佐藤清吾君 登壇）

◎事務局長（佐藤清吾君） 議案第 1 号能代山本広域市町村圏組合事業経費の負担割合について御説明いたします。本案は、能代山本クリーンセンターを運営するため、運営費の負担割合を定めようとするものであります。

1、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設です。事業名能代山本クリーンセンター運営費、経費の負担割合は搬入量割、可燃ごみが100分の85、粗大ごみ等が100分の15、負担する市町は組合を構成する全市町であります。備考ですが、負担割合はごみの種別の運営費を100分の85と100分の15の割合で分け、それぞれの搬入量割で案分するものとし、搬入量割の基準は前年度における組合市町の搬入量によるものとします。以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議長（安井和則君） 質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

日程第 5 議案第 2 号能代山本広域市町村圏組合火災予防条例の一部改正について

◎議長（安井和則君） 日程第 5、議案第 2 号能代山本広域市町村圏組合火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。当局の説明を求めます。消防長。

（消防長 泉 政樹君 登壇）

◎消防長（泉 政樹君） 議案第 2 号能代山本広域市町村圏組合火災予防条例の一部改正について御説明いたします。本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、簡易サウナ設備の位置、構造等に関する基準を整備しようとするものであります。

それでは改正内容について御説明いたします。第 7 条の 2 は、サウナ室に設ける

放熱設備の位置及び構造について定めておりますが、見出しを一般サウナ設備に改め、同条第1項中サウナ室に設ける放熱設備を一般サウナ設備に改め、同項第2号及び同条第2項中サウナ設備を一般サウナ設備に改め、同条を第7条の3とし、第7条の2として、簡易サウナ設備の基準について、位置は、建築物及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離とし、構造は、簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けることを追加するものです。

第29条の7は、住宅における火災の予防の推進について定めておりますが、同条第1項第1号に掲げる施策に、感震ブレーカーの普及促進を追加するものです。

第44条は、火を使用する設備等の設置の届出を定めておりますが、同条第6号の次に、6号の2簡易サウナ設備を加え、同条第7号中サウナ設備を一般サウナ設備に改めるものです。

なお、附則において、この条例は、令和8年3月31日から施行することとしております。以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

◎議長（安井和則君） 質疑を行います。7番 島 貞一郎さん。

◎7番（島 貞一郎君） 簡単な質問をいたしたいと思います。先般サウナで死亡事故がありましたけれども、ドアの問題で閉じ込められた形で亡くなられた方もいたようでございます。これがどちらかという一般的な業者でやっているようなサウナなのかどうか私もはっきり記憶にありませんけれども、今回の条例にですね、その調査についてどこまでやるのかどうか、それについてまず一点御説明いただければと思います。それとこの能代山本地域でサウナに、まあいろいろアリナスだとかそういったところにもありますけれども、一般サウナというのはどれくらいあるのかどうか御説明いただければと思います。

◎議長（安井和則君） 消防長。

（消防長 泉 政樹君 登壇）

◎消防長（泉 政樹君） ただ今の島議員の質問について御説明いたします。調査につきましてであります。これは届出がありますので、届出についての調査となります。参考まで簡易サウナ設備につきましては当管内では今のところありません。それから2点目、管内のサウナ設備の状況であります。管内では全部で14か所ございます。以上でございます。

◎議長（安井和則君） 島 貞一郎さん。

◎7番（島 貞一郎君） 御答弁ありがとうございます。管内にある14か所のサウナについては現在のところは何も問題がないというふうに解釈してよろしいですか。その1点だけお伺いします。

◎議長（安井和則君） 消防長。

（消防長 泉 政樹君 登壇）

◎消防長（泉 政樹君） 現在のサウナ設備であります。これは届出に基づいてうちほうで以前検査をしておりますので、異常はないものと思っております。以上でございます。

◎議長（安井和則君） 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(安井和則君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(安井和則君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(安井和則君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

日程第6 議案第3号秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同約の一部変更について

◎議長(安井和則君) 日程第6、議案第3号秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同約の一部変更についてを議題といたします。当局の説明を求めます。事務局長。

(事務局長 佐藤清吾君 登壇)

◎事務局長(佐藤清吾君) 議案第3号秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同約の一部変更について御説明いたします。本案は、男鹿地区消防一部事務組合及び湖東地区行政一部事務組合の解散並びに男鹿潟上南秋消防組合の設立に伴い、秋田県市町村総合事務組合同約の一部変更等をする事について議会の議決を求めるものであります。

別紙を御覧いただきたいと思います。別表第1は、組合を組織する地方公共団体を定めておりますが、この別表1から男鹿地区消防一部事務組合及び湖東地区行政一部事務組合を削除し、男鹿潟上南秋消防組合を追加しようとするものであります。

附則において、この規約は、知事の許可を受け、令和8年4月1日から施行することとしております。以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議長(安井和則君) 質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(安井和則君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(安井和則君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(安井和則君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

日程第7 議案第4号令和7年度能代山本広域市町村圏組合一般会計補正

予算（第5号）

◎議長（安井和則君） 日程第7、議案第4号令和7年度能代山本広域市町村圏組合一般会計補正予算第5号を議題といたします。当局の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 佐藤清吾君 登壇）

◎事務局長（佐藤清吾君） 議案第4号令和7年度能代山本広域市町村圏組合一般会計補正予算第5号について御説明いたします。条文の第1条において、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ717万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億9014万円と定めております。予算の内訳は事項別明細書で御説明いたします。

歳入であります。1款分担金及び負担金1項負担金は8706万6000円の減額で、その内訳は、2目民生費負担金51万8000円の減、3目衛生費負担金8080万7000円の減、4目消防費負担金574万1000円の減で、一般廃棄物処理施設整備事業費負担金の減額等によるものであります。

3款国庫支出金1項国庫補助金は7,989万円の追加で、循環型社会形成推進交付金の追加等によるものであります。

歳出であります。3款1項2目介護認定審査会運営費は43万7000円の減額で、審査会開催実績による整理等、4款2項5目一般廃棄物処理施設整備事業費は150万9000円の減額で、手数料等の整理、5款1項2目署費104万4000円の減額、及び3目消防施設費410万5000円の減額は、契約差金の整理であります。

7款1項1目予備費は8万1000円の減額で、今回の補正予算の追加分の財源に充当したことによるものであります。

継続費に関する調書の変更であります。南部清掃工場解体事業費及び北部粗大ごみ処理工場解体事業費の財源について、一般財源の一部を特定財源の地方債へ振り替えております。以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議長（安井和則君） 質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

日程第8 議案第5号令和7年度能代山本広域市町村圏組合特別養護老人ホーム運営事業特別会計補正予算（第3号）

◎議長（安井和則君） 日程第8、議案第5号令和7年度能代山本広域市町村圏組合特別養護老人ホーム運営事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。当局の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 佐藤清吾君 登壇）

◎事務局長（佐藤清吾君） 議案第5号令和7年度能代山本広域市町村圏組合特別養護老人ホーム運営事業特別会計補正予算第3号について御説明いたします。条文の第1条において、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1692万9000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7248万9000円と定めております。予算の内訳は事項別明細書で御説明いたします。

歳入であります。2款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金は4万1000円の追加で、特別養護老人ホーム運営基金運用利子であります。

4款繰入金1項繰入金は1,697万円の減額で、特別養護老人ホーム運営基金繰入金であります。

歳出であります。2款1項1目特別養護老人ホーム運営基金積立金は4万1000円の追加、4款1項1目予備費は1,697万円の減額で、基金繰入金の減額分であります。以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

◎議長（安井和則君） 質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

日程第9 議案第6号令和8年度能代山本広域市町村圏組合一般会計予算

◎議長（安井和則君） 日程第9、議案第6号令和8年度能代山本広域市町村圏組合一般会計予算を議題といたします。当局の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 佐藤清吾君 登壇）

◎事務局長（佐藤清吾君） 議案第6号令和8年度能代山本広域市町村圏組合一般会計予算について御説明いたします。条文第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億367万1000円と定めております。また第2項において、款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によるとしております。

第2条で、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表地方債によるとしております。

第3条で、歳出予算の流用について定めております。次に、予算の内容について事項別明細書により御説明いたします。

歳入であります。1款分担金及び負担金1項負担金は34億5989万5000円の計上で、1目事務費負担金7062万7000円、2目民生費負担金1億1518万2000円、3目衛生費負担金10億199万円、4目消防費負担金20億7092万1000円、5目教育費負担金2億117万5000円であり、項目及び負担割合は説明欄のとおりです。

2 款使用料及び手数料 1 項使用料は 1 億 5327 万 8000 円の計上で、1 目民生使用料 895 万 5000 円、2 目衛生使用料 9496 万 6000 円、3 目消防使用料 4 万 8000 円、4 目教育使用料 4930 万 9000 円であり、施設の内訳は説明欄のとおりです。2 項手数料は 61 万 1000 円の計上で、危険物規制事務等手数料です。

3 款国庫支出金 1 項国庫補助金は 3574 万 4000 円の計上で、1 目衛生費国庫補助金 484 万円は循環型社会形成推進交付金、2 目消防費国庫補助金 3090 万 4000 円は緊急消防援助隊設備整備費補助金です。

4 款財産収入 1 項財産運用収入は 2 万 1000 円の計上で、土地建物貸付収入です。

5 款繰越金 1 項繰越金は 200 万円の計上で、前年度繰越金です。

6 款諸収入 1 項受託事業収入は 3 万 5000 円の計上で、要介護認定審査及び判定受託事業収入です。2 項預金利子は 1000 円の計上です。3 項雑入は 3628 万 6000 円の計上で、消防学校教務職員派遣費用負担金や自家用発電売電料金等であります。

7 款組合債 1 項組合債は 1 億 1580 万円の計上で、1 目衛生債 2,540 万円は旧南部清掃工場解体事業債及び旧北部粗大ごみ処理工場解体事業債、2 目消防債 9,040 万円は消防施設整備事業債であります。

次に歳出であります。1 款 1 項議会費は 53 万 1000 円の計上で報酬等です。

2 款総務費 1 項総務管理費は 7120 万 9000 円の計上で、1 目一般管理費が 6798 万 9000 円で、職員人件費のほか、需用費等事務費、出納事務電算処理業務負担金等です。2 目企画費が 322 万円で広域広報印刷費等です。2 項監査委員費は 7 万 9000 円の計上で、報酬及び意見書印刷費です。

3 款民生費 1 項社会福祉費は 1 億 2627 万 8000 円の計上で、1 目高齢者交流センター運営費が 8923 万 3000 円で、職員人件費のほか、施設用燃料費や光熱水費、保守点検委託料、各種リース料等です。2 目介護認定審査会運営費が 3704 万 5000 円で、職員人件費のほか、コピー機リース料等です。

4 款衛生費 1 項保健衛生費は 2624 万 8000 円の計上で、在宅当番医制実施事業委託料及び救急当番病院事業補助金です。2 項清掃費は 11 億 1054 万 6000 円の計上で、1 目衛生総務費が 3427 万 9000 円で、職員人件費のほか、需用費等事務費、2 目中央衛生処理場運営費が 4 億 9238 万 7000 円で、光熱水費、施設運転管理等業務委託料、定期点検補修等工事費、県北地区広域汚泥資源化事業負担金等です。3 目能代山本クリーンセンター運営費が 5 億 3214 万 9000 円で、施設運営維持管理業務委託料、焼却灰等運搬処分業務委託料等です。4 目旧南部清掃工場管理費が 759 万 5000 円で、光熱水費、ごみピット内清掃業務委託料等です。5 目旧北部粗大ごみ処理工場管理費が 380 万 4000 円で、光熱水費等です。6 目旧南部清掃工場解体事業費が 2449 万 2000 円で、調査及び解体工事実施設計業務委託料等です。7 目旧北部粗大ごみ処理工場解体事業費が 1,584 万円で、調査及び解体工事実施設計業務委託料です。

5 款消防費 1 項消防費は 22 億 1392 万 6000 円の計上で、1 目本部費が 3 億 3378 万 4000 円で、職員人件費のほか、消防緊急通信指令施設保守業務委託料、救急救命士養成研修受講費等です。2 目署費が 16 億 9221 万 5000 円で、職員人件費のほか、各署の需用費、役務費、備品購入費等です。3 目消防施設費が 1 億 8792 万 7000 円で、八峰消防署大規模改修工事費、救急自動車及び高度救命処置用資器材等購入費等です。

6 款教育費 1 項社会教育費は 2898 万 9000 円の計上で、広域交流センターに係る職

員人件費のほか、光熱水費、施設設備保守点検業務等委託料等です。2項保健体育費は2億2386万5000円で、スポーツリゾートセンターに係る職員人件費のほか、燃料費や光熱水費、施設設備保守点検業務等委託料等です。

7款予備費1項予備費は200万円の計上です。なお、給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を記載しております。以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議長（安井和則君） これより質疑を行います。まず条文及び歳入全部について質疑を行います。7番 畠 貞一郎さん。

◎7番（畠 貞一郎君） 昔から思っていたのですけれども、アリーナスについて。それぞれの市町割合等を見ますとほとんど80%が能代市と。市町割合が10%と、それで人口割合が10%ということで、ほとんどこうして見ますと能代市の施設と言ってもいいような現在は状態だと思っております。それなのに各町で負担せざるを得ないような状況について、能代市以外の他の町ではどのようにお考えなのかどうか。あわせてですね、この施設を広域でやる意味合い、というのはもともと県の施設で大規模な改修等の場合には県からいろいろ補助金が来るとことは伺っているのですけれども、広域でやることによって、県からのその部分がきちんと来るゆえに広域でやっているのかどうか、その部分だけちょっとお伺いいたしたいと思っております。

◎議長（安井和則君） 事務局長。

（事務局長 佐藤清吾君 登壇）

◎事務局長（佐藤清吾君） お答えいたします。各市町の負担金については現在のところ特に多いとか少ないとかといった意見は伺っておりません。また2点目ですけれども、スポーツリゾートセンターというものは能代山本の広域でスポーツを核としたリゾートに取り組むという構想に基づいて県で建設し広域で借りている施設でございますので、修繕とは議員がおっしゃるとおり大規模なものは県で行っていただいているところでございます。以上です。

◎議長（安井和則君） 畠 貞一郎さん。

◎7番（畠 貞一郎君） 実際に私、前たぶん数字として出たと思うのですけれども、各市町でどれぐらいの方がこの施設を利用しているかという、かなりの部分が能代市の方ではないかなと。各町にとってアリーナス自体がどのようなメリットがあるのかどうかというものは私非常にそれぞれの町で考え方が違うと思うのですけれども、やはりこの部分は抜本的に考えていかなければ駄目な部分ではないかなと思うのですけれども、お考えをお伺いいたします。

◎議長（安井和則君） 事務局長。

（事務局長 佐藤清吾君 登壇）

◎事務局長（佐藤清吾君） お答えいたします。アリーナスの利用者に関して、その利用される方の住所の確認はカウンターでは行っておりませんので、4市町の中での割合というものは正確には把握できておりません。ただこの施設というものは主にスポーツの合宿等で圏域以外からのお客さんも見えまして、スポーツもだし、アリーナスを拠点に観光でこの能代山本圏域に出かけるための中心になる施設という、そういう目的で建てられているものがございますので、その目的を果たすために十分に機能しているものと考えております。以上です。

◎議長（安井和則君） 畠 貞一郎さん。

◎7番（畠 貞一郎君） 今お答えいただきましたけれども、アリナス自体がまず私もよくよく分かっておりますけれども、例えば宇宙イベントなんかあった場合もかなりの長期間にわたって学生たちが泊まったりしております。それも事実でございます。そうした中で先ほど申し上げていたのが、観光の拠点というお話だったのですけれども、アリナスというのは基本的にそういう要素も兼ね備えて考えているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

◎議長（安井和則君） 事務局長。

（事務局長 佐藤清吾君 登壇）

◎事務局長（佐藤清吾君） お答えいたします。名前がスポーツ、リゾートということで、スポーツ、それから観光、両方を目的とした施設でございます。以上です。

◎議長（安井和則君） 他に質疑ありませんか。8番須藤正人さん。

◎8番（須藤正人君） 八峰町の消防署の大規模改修の委託料と、そしてアスベストの調査費が載っております。このアスベストは非常に……

◎議長（安井和則君） 須藤議員に申し上げます。今の質疑は歳出になりますので。今は歳入の質疑を受けています。条文及び歳入の部分で質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 質疑なしと認めます。

次に歳出全部について質疑を行います。8番須藤正人さん。

◎8番（須藤正人君） 八峰消防署のですね、委託監理費、そしてアスベストの調査費が載っております。このアスベストというものは非常に怖い物質でございます。これに対する規則、処理の対策も大変厳しいものがあると思います。防塵マスクをしない、防塵服を着ない、そういう工事のやる人がですね、いるわけでありまして。そして飛散しないための対策をしっかりと取っていない、そういう状況も間々あるわけでありまして。この消防署の近くには住宅があります。八峰町の庁舎もあります。この対策をですね、管理をしっかりといただいて、飛散しないような、そして住民にですね、被害を与えないような、そういう対策を取っていただきたい。これはもちろん管理の問題でありますから、その工事をやる人、そして受注させる人、それぞれ皆さんがですね、それをしっかりと見守ってですね、この対策に当たっていただきたいというふうに思います。それについての一言何か御回答をお願いしたいと思います。

◎議長（安井和則君） 消防長。

（消防長 泉 政樹君 登壇）

◎消防長（泉 政樹君） ただ今の須藤議員の御質問にお答えいたします。予算のほうでは監理委託のほうを取っておりますので。工事管理者の管理、そしてうちのほうもその対策に関しましてはしっかりと工事関係者のほうにお話しして、安全対策を取らせていただくようにさせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

◎議長（安井和則君） 他に質疑ありませんか。14番土佐正寛さん。

◎14番（土佐正寛君） すみません、ちょっと簡単な質問をさせていただきます。消防施設費のところですが、救急自動車ってやはり結構高いものだなと思うのですが、こ

これは入札によるものか、それとも例えば1社しか造っていないくてこの値段になるのかということの一つ。それから高度救命処置も結構な額になるのですけれども、これはどういう物なのかということと、これを導入することによって今まで例えば手後れであった人のどういう方々が救命される効果が期待できるのか、そこをちょっとお願いいたします。

◎議長（安井和則君） 消防長。

（消防長 泉 政樹君 登壇）

◎消防長（泉 政樹君） ただ今の御質問にお答えいたします。まずこの予算でありますけれども、これはまだ入札しておりません。予算計上の段階でございます。金額、これ高いと思われるかもしれませんが、これ実は2台分の。来年度は八峰消防署の分とそれから能代消防署の、2台分が合計された金額が、ちょっと説明が不足していますけれども、2台分の予算計上となりますのでよろしくお願いいたします。それで救命資器材でありますけれども、やはり今は御高齢の方が大変多く、救急車が出動して結構、心肺停止の方も、そういうケースもあります。そのようなケースに対応するような資器材や、それから薬品等も購入させていただく予定でございますので、どうかよろしくお願いいたします。以上でございます。

◎議長（安井和則君） 他に質疑ありませんか。16番加藤彦次郎さん。

◎16番（加藤彦次郎君） 先ほど14番の議員からも質問ありました救急自動車2台分ということで、6,000万円の計上がされています。令和5年度にも1台買っているのですが、4,300万円の予算でございました。1台分が今回の場合3,000万円になるということだと思えるのですが、その令和5年度から1台分が下がるというのがちょっと理解できないのですが、これはどういうことなのでしょう。

◎議長（安井和則君） 消防長。

（消防長 泉 政樹君 登壇）

◎消防長（泉 政樹君） ただ今の御質問にお答えいたします。大変申し訳ありませんけれども私が今持っている資料が令和4年度の救急車の金額なのですけれども、ちょっと比較させていただきます。今回の救急車は2台分ありますので、これを割ると救急車の車両と資器材と合わせて約4,800万円。そして令和4年度、これは二ツ井の救急車でありましたけれども、2つ合わせると、資器材と車両を合わせると4,100万円でありました。これが約700万円の増となりますので。先ほどおっしゃったその逆というのは恐らく資器材の入っていない金額だと思います。救急車と資器材とを合わせた金額が予算に載せているのですけれども、今が高くなるということは絶対にありませんので、恐らく議員のつかんでいる金額というものは資器材が入っていない金額です。令和4年度の比較ですと700万円のプラス、私が今持っているのは700万円のプラスになっていますので、その令和5年度……（「2台で」の声あり）1台分です。4,800万円が1台分でございます。予算で合わせると9673万2000円になりますけれども、これはあくまでも2台分の金額でございます。これを1台分ありますと4836万5000円、これ資器材と車両の入っている金額でございますので、これが1台分の金額となります。よろしいでしょうか。（「とりあえず分かりました。」の声あり）

◎議長（安井和則君） 他に質疑ありませんか。16番加藤彦次郎さん。

◎16番（加藤彦次郎君） 令和5年のときにはですね、こういう装備品を別にしてなかったのですよ、当初予算で。それで予算ベースで4,300万円。救急自動車の物品の取得についてということで出てきたのが自動車分の2441万3000円というのだけ出てきて、それが、装備品が1677万5000円だったので、2,000万円以下であるので議会に付さなくてもいい。ただ消防自動車として2,500万円の物品の取得関係が単行案で出てきていました。今回はこうやってその装備品とこれを分けて予算に計上したと。それで足して9,600万円だということなのですね。それを2台分で9,600万円を割ると4,800万円なので。ということはですよ、救急自動車そのものが1台3,000万円ですね。2年前は2,400万円だったのですけれども、1台、その単行に上がったやつはですね。600万円もやはり3年間で上がってしまうものなのではないでしょうか。装備品に関しては令和5年度は1,600万円だったので、1台について。これは予算ベースですが3,600万円の2台ということで1,800万円を見ているということなのではないけれども、そちらに関しては分かるのですが、車両に関して随分上がるものだなと思うのですが、そんな見積り結果だったということではよろしいでしょうか。

◎議長（安井和則君） 消防長。

（消防長 泉 政樹君 登壇）

◎消防長（泉 政樹君） ただ今の御質問にお答えいたします。参考の資料として今年購入いたしました二ツ井消防署のポンプ車、これはポンプ車になりますけれども、5,256万円でした。比較して令和4年度に購入させていただきました上岩川分署、まるきり同じというわけではありませんけれども、これは4,400万円で約800万円のプラスでございました。やはりこれは今般の人件費とかあるいは資機材の高騰によるものだと考えて、適正な金額ではないかと考えております。以上でございます。

◎議長（安井和則君） 他に質疑ありませんか。7番 畠 貞一郎さん。

◎7番（畠 貞一郎君） 代表理事報告にもありましたけれども、救急医療についてちょっとお伺いしたいと思います。衛生費の4款の救急当番病院事業補助金というのが2千百数十万円出ておりますが、救急の場合ですね、今現在と、この間いろいろニュースを見ましたら3病院ですね、厚生医療センターとJCHOと医師会病院3病院が今度連携していくという部分もあるようなのですけれども、それによって救急医療の体制自体ももしかしたら連携によってすぐではないかもしれませんが、今後協議次第によってはどういう形になるか、変わっていく部分もあるのではないかなと考えられますけれども、その辺の連携はきちんと取ってられるのかどうか、その点だけお伺いしたいと思います。

◎議長（安井和則君） 消防長。

（消防長 泉 政樹君 登壇）

◎消防長（泉 政樹君） ただ今の畠議員の御質問に御説明いたします。救急と病院とは密接な連携があります。密接な関係がありますので、会合が結構あります。その会合には必ず出席して連携を取るようになっておりますので、どうかよろしく願いいたします。

◎議長（安井和則君） 畠 貞一郎さん。

◎7番（畠 貞一郎君） ありがとうございます。私も前、議会の広報でですね、J

ＣＨＯの大塚院長にいろいろ取材したときに、こういう話をなさってましたので、ぜひですね、私としてはやはり将来的に病院が連携してですね、救急医療のほうに力を入れていていただいで、やはり今後いろいろとですね、医師も足りない、看護師も足りないという中で救急医療をこの地域全体でどうやっていくかというのは非常に難しいステージに入ってきていると思います。その上で救急医療が一つに一本化してやっていくことは大変素晴らしい施策だなと思いますので、その会議にも入っておられますでしょうから、その前に広域としてきちんとどのようにして資金的な部分も含めて支援をしていくのか、それも含めてやはり今後将来的に考えていかなければ駄目な部分だと思いますのでよろしくお願ひいたしたいと思います。

◎議長（安井和則君） 畠さん、質問でないですね。

◎7番（畠 貞一郎君） ええ、もし答弁があれば答弁を。無ければいいです。

◎議長（安井和則君） いいですか。

◎7番（畠 貞一郎君） はい、いいです。

◎議長（安井和則君） できるだけ質疑をお願いします。他に質疑ありませんか。11番大高 翔さん。

◎11番（大高 翔君） すみません、すごく全体的な話になるのですがけれども、令和8年度の予算執行をするに当たって契約事務があると思うのです。令和7年度のこの監査結果のほうで、統一的な契約手続のルールが定められていないと。それで基本的な手続を明文化し、担当者に周知して適正化を図りたいと一応指摘があるので、令和8年のこの予算執行をする上で、この点は改善された上で予算執行されていくのかだけ確認させてください。

◎議長（安井和則君） 事務局長。

（事務局長 佐藤清吾君 登壇）

◎事務局長（佐藤清吾君） お答えいたします。当組合では能代市の契約検査課の指導を仰いで能代市に準じた手続を行っておりますので、今後市のほうの指導も仰ぎながら適正な契約の執行に努めてまいります。以上です。

◎議長（安井和則君） 質疑ですか。声を上げてください。11番大高さん。

◎11番（大高 翔君） 問いたいのはその能代のルールに基づいてほかのところでも合わせるような形を、これが統一的なルールになるのかと思います。これを明文化するということと周知するということ、ここまでしっかりやった上で予算執行令和8年されていくのかどうかの確認なので、その辺りも少し教えてください。

◎議長（安井和則君） 答弁整理のため暫時休憩いたします。

午後3時03分 休憩

午後3時06分 再開

◎議長（安井和則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。事務局長。

（事務局長 佐藤清吾君 登壇）

◎事務局長（佐藤清吾君） 大変お待たせいたしました。監査において、軽微なミスが何回か続きまして、こういった指摘を受けたところでございます。8年度の契約事務においては能代市のルールに基づいて契約を行うということを明文化しまして、担当者へきちんと周知をして、適正な執行に努めます。以上です。

◎議長（安井和則君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 討論なしと認めます。

この際、採決の前に申し上げます。本案は、組合規約第7条の2に規定する粗大ごみ処理施設に係る3市町から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数で決する特別議決事件であります。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

日程第10 議案第7号令和8年度能代山本広域市町村圏組合特別養護老人ホーム運営事業特別会計予算

◎議長（安井和則君） 日程第10、議案第7号令和8年度能代山本広域市町村圏組合特別養護老人ホーム運営事業特別会計予算を議題といたします。当局の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 佐藤清吾君 登壇）

◎事務局長（佐藤清吾君） 議案第7号令和8年度能代山本広域市町村圏組合特別養護老人ホーム運営事業特別会計予算について御説明いたします。条文第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6432万2000円と定めております。また、第2項において、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとしております。

第2条で一時借入金の最高額を1億円と定めております。予算の内容については、事項別明細書により御説明いたします。

歳入であります。1款サービス収入1項介護給付費収入は2億2467万9000円の計上で、1目施設介護サービス費収入2億459万4000円、2目居宅介護サービス費収入2008万5000円です。2項自己負担金収入は5,180万円の計上です。

2款財産収入1項財産運用収入は1,000円の計上で、基金運用利子です。

3款寄附金1項寄附金は1,000円の計上です。

4款繰入金1項繰入金は8667万2000円の計上で、特別養護老人ホーム運営基金繰入金です。

5款繰越金1項繰越金は50万円の計上で、前年度繰越金です。

6款諸収入1項受託事業収入は4万6000円の計上で、要介護認定調査受託事業収入です。2項雑入は62万3000円の計上で、内訳は給食費繰替金戻入等です。

次に歳出であります。1款民生費1項社会福祉費は3億6379万7000円の計上で、職員人件費のほか、施設用需用費等です。

2款1項基金積立金は1,000円の計上です。

3 款 1 項公債費は 2 万 4000 円の計上で、一時借入金利子です。

4 款 1 項予備費は 50 万円の計上です。

なお、給与費明細書を記載しております。以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議長（安井和則君） 質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

日程第 1 1 議案第 8 号令和 8 年度能代山本ふるさと市町村圏基金特別会計予算

◎議長（安井和則君） 日程第 11、議案第 8 号令和 7 年度能代山本ふるさと市町村圏基金特別会計予算を議題といたします。当局の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 佐藤清吾君 登壇）

◎事務局長（佐藤清吾君） 議案第 8 号令和 8 年度能代山本ふるさと市町村圏基金特別会計予算について御説明いたします。条文の第 1 条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 162 万 2000 円と定めております。また、第 2 項において、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算によるとしております。予算の内容については、事項別明細書により御説明いたします。

歳入であります。1 款財産収入 1 項財産運用収入は 109 万 8000 円の計上で、ふるさと市町村圏基金運用利子です。

2 款繰越金 1 項繰越金は 52 万 4000 円の計上で、前年度繰越金です。

次に歳出であります。1 款 1 項商工費は 112 万 2000 円の計上で、一般社団法人あきた白神ツーリズム運営費補助金等です。

2 款 1 項予備費は 50 万円の計上です。以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議長（安井和則君） 質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 3 時 1 3 分 休憩

午後 3 時 1 4 分 再開

◎議長（安井和則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議長（安井和則君） 本定例会は、提出議案の全部を議了いたしましたので、これをもって閉会いたします。

午後 3 時 1 4 分 閉会

令和 8 年 2 月 1 6 日

能代山本広域市町村圏組合議会

議 長 安 井 和 則

署 名 議 員 芦 崎 達 美

署 名 議 員 加 藤 彦 次 郎